

平成26年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月19日(採決)

平成26年 第3回 定例会 会議録

日時 平成26年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	西邦 彰	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	立花 博友	会計課長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	村嶋 茂則	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	次長	松岡 秀策
主事	高濱 守央		

開会 午前10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

なお、町長より追加議案が提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案の上程をいたします。

町長より提出された議案は、タブレットに掲載のとおり、議案第58号でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日提案しております追加議案第58号について説明いたします。

議案第58号は篠栗町教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、現委員の西邦彰氏が、本年11月1日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

審議方よろしく願いいたします。

○議長（今泉 正敏） ここでお諮りします。

本案は、人事案件ですので、委員会への付託は省略し、後刻、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第2、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（専決第11

号)、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 日程に従いまして、委員長報告をさせていただきます。

議案第42号、専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)について。本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第3号を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものです。

内容につきましては、公共施設等総合管理計画の策定に1年以上の期間を要するため、翌年度に予算を繰り越しして使用する繰越明許費1,200万円を設定するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上で終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第44号、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、ご報告いたします。

議案第44号、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の制定について。本議案は、

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるための、地域福祉計画を作成するにあたり、重要課題である公的サービスと、住民の自発的な福祉活動の連携について、その内容を幅広い住民等からの意見を聴取し、計画に反映させる委員会を設置するため、本条例を制定するものであります。

当委員会の構成メンバーは、学識経験者、保健福祉関係者及び住民代表者13名以内で組織し、その任期は、当該計画の諮問案に対する答申を町長に行うまでであります。

なお、この条例は公布の日から施行され、施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第45号、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい。

議案第45号、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定について、本議案は、篠栗町立栗の子保育園の民営化の有効性及び民営化にあたっての問題点等について、関係者の意見を求めるにあたり、篠栗町長の諮問機関を設置するため、本条例を制定するものであります。

委員会の構成メンバーは、学識経験者、私立認可保育所の代表者、町立栗の子保

育園及び私立認可保育所の保護者、篠栗町主任児童委員等の8人以内で組織するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行され、施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第46号、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） 議案第46号、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は、平成24年8月に制定され、子ども子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

この条例は公布の日から施行されますが、一部特例及び経過措置が設けられています。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第47号、篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい。

ご報告いたします。

議案第47号、篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成24年法律第67号の施行の日から施行されますが、一部経過措置が設けられております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案とおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） 最後に申し上げますが、誤読の部分は後で調整しますので、今後もそのように取り扱います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７、議案第４８号、篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

議案第４８号、篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本議案は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成２４年法律第６７号の施行の日から施行されますが、一部経過措置が設けられています。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第49号、篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第49号、篠栗町再生可能エネルギー発電設備導入可能性調査検討委員会条例の制定について、本議案は、本町における地域資源の活用と、エネルギーの多様化に資する太陽光発電設備導入の可能性について調査検討を行うため、委員会の設置に関し、必要な事項を定める本条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

委員会の構成メンバーは、学識経験者、設備施設設置管理者、住民の代表者など6人以内で組織し、その任期は、当該調査に対する答申を町長に行う、平成27年3月31日までであります。

なお、本条例は公布の日から施行され、施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

審査の中で、太陽光発電設備に関して、委員会条例まで制定しなければならないのか。委員会条例の制定は補助金申請の要件となっていたのか。などの質疑に対し、事業計画書の作成並びに補助金申請に当たり、県と協議を重ねていく中で、本条例の設置となったとの説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第50号、平成25年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第50号、平成25年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

歳入総額99億2,163万9,010円、歳出総額、95億1,520万9,575円、歳入歳出差引額4億642万9,435円、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額、8,657万3,000円、実質収支額は3億1,985万6,435円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第51号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第51号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

歳入総額30億8,559万7,137円、歳出総額32億3,822万464円、歳入歳出差引額マイナス1億5,262万3,327円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はマイナス1億5,262万3,327円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11、議案第52号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第52号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認

定を求められたものであります。

歳入総額3億2,168万5,397円、歳出総額3億2,038万5,587円、歳入歳出差引額129万9,810円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は129万9,810円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおりに認定いたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございません。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12、議案第53号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第53号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

なお下水道事業特別会計は、平成26年度から地方公営企業法を適用した会計に移行しましたので、本決算は、平成26年3月31日での打ち切り決算となっているものです。

特別会計について、流域関連公共下水道事業特別会計歳入総額9億6,158万

1,860円、歳出総額8億132万2,723円、歳入歳出差引額1億6,025万9,137円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。

実質収支額は1億6,025万9,137円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13、議案第54号、平成25年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

議案第54号、平成25年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本議案は、地方公営企業法、第32条第2項の規定により、平成25年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成25年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成25年度篠栗町水道事業会計決算について別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計、収益的収入額（税込）4億8,139万2,026円、収益的支出額（税込）4億8,370万6,479円、当年度純損失（税抜）369万2,523円、前年度繰越利益剰余金、12億9,207万3,399円、当年度末処分利益剰余金、12億8,838万876円です。

収益的収入額が収益的支出額に不足する369万2,523円は、前年度繰越剰余金で補填しております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた剰余金処分10億5,033万7,277円、自己資本金に繰入れ8億5,033万7,277円、処分後の自己資本金13億4,818万8,311円、処分後の繰越利益剰余金2億3,804万3,599円です。

次に、資本的収入額（税込）0円。

資本的支出額（税込）1億2,297万2,522円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億2,297万2,522円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて認定することに決しております。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14、議案第55号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第4号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

議案第55号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,092万円の追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,121万9,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金のうち、障がい者福祉費負担金 8 8 1 万 3, 0 0 0 円、情報システム管理費補助金 8 6 8 万円、県支出金のうち、障がい者福祉費負担金 4 4 0 万 6, 0 0 0 円、社会福祉費補助金 5 1 4 万 3, 0 0 0 円、農村環境整備事業補助金 7 5 0 万円、繰越金 2 億 1, 9 8 5 万 6, 0 0 0 円、町債のうち、臨時財政対策債 3, 2 2 9 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ増額補正し、地方交付税のうち普通交付税 2, 0 2 3 万 1, 0 0 0 円、諸収入のうち、コミュニティ助成事業 2 5 0 万円をそれぞれ減額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、総務費において、財政調整基金積立金 1 億円、情報システム変更委託料等に 2, 8 8 1 万 3, 0 0 0 円の増額、民生費において、自立支援医療給付事業費 1, 7 6 2 万 7, 0 0 0 円、介護基盤緊急整備補助金 5 1 4 万 3, 0 0 0 円。

国県補助金返還金 7 7 5 万 6, 0 0 0 円の増額、衛生費においては、システム変更委託料 4 8 万 6, 0 0 0 円、国県補助金返還金 8 3 万 8, 0 0 0 円の増額、農林水産業費において、農地台帳システム導入委託料 7 4 7 万 4, 0 0 0 円、ため池整備事業費に 6 0 0 万円の増額、商工費において、商工振興補助金 5 0 万円、観光施設管理費に 8 9 万円の増額、土木費において、道路維持補修費 4, 0 0 0 万円、道路改良工事費 1, 0 0 0 万円、河川改良工事費に 6 0 0 万円、耐震改修促進事業補助金に 1 5 0 万円の増額、消防費において、福岡県消防操法出場経費に 2 9 9 万 8, 0 0 0 円の増額、教育費において、歴史資料館改修工事 3 0 7 万 5, 0 0 0 円、町民プール改修工事に 1, 9 5 8 万 1, 0 0 0 円の増額、コミュニティ助成事業補助金は 2 5 0 万円の減額、災害復旧事業において、豪雨災害による災害復旧工事に 4 5 0 万円の増額です。

債務負担行為では、平成 2 5 年度粕屋南部消防組合分担金の限度額を 2 0 6 万 4, 0 0 0 円から 2, 0 1 1 万 8, 0 0 0 円に変更されております。

地方債では、臨時財政対策債の起債の限度額が 4 億 3, 0 0 0 万円から 4 億 6, 2 2 9 万 1, 0 0 0 円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
終わります

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第56号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい、ご報告いたします。

議案第56号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,772万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億528万5,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年課税分を、3,290万6,000円を追加補正するもの、国県交付金等の額の決定によるものが主なもので、歳出予算において、後期高齢者支援金等の増額や平成25年度の保険給付費等の精算に伴う償還金、3,510万5,000円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第57号、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

- 文教厚生委員長（後藤 百合子） 議案第57号、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,006万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,122万3,000円とするものです。

補正の内容は、平成25年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、歳出予算において、後期高齢者医療広域連合納付金989万4,000円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

- 議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第58号、篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります、西邦彰氏の退席を求めます。

それでは、佐伯学校教育課長の説明を求めます。

課長。

○学校教育課長（佐伯 和久） 説明いたします。

議案第 58 号、篠栗町教育委員会委員の任命について、次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、糟屋郡篠栗町大字篠栗 4, 294 番地 1、氏名、西邦彰、生年月日、昭和 30 年 3 月 19 日、平成 26 年 9 月 19 日提出、篠栗町長、三浦正。

提案理由。教育委員の西邦彰氏が平成 26 年 11 月 1 日をもって任期満了となるためであります。

なお、次ページに履歴を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

それでは、西邦彰氏の入場を求めます。

改めて御報告をいたします。

議案第 58 号、篠栗町教育委員会委員の任命については、原案のとおり、全員賛成にて同意することに決定いたしました。

日程第 18、請願 1 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

請願 1 号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。

本請願は、篠栗町大字尾仲 5 4 9 番地 3、糟屋地区聴覚障がい者協会会長、中川久美男氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

手話は、手話を使う聾啞者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

しかし、聾学校では、手話は禁止され、社会では、手話を使うことで差別されてきた長い歴史がある。

2006年、平成18年、12月に採択された国連の障がい者権利条約に、手話は言語であることが明記されています。

日本政府は、この条例に批准し、改正障がい者基本法では、全て障がい者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について、選択の機会が確保されていると定められた。

また、同項第22条には、国、地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報保障の施策を義務づけている。

そのことから、手話が日本国と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す、手話言語法を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国において、上記の内容を踏まえた手話言語法を早期に制定するよう強く要望する。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか、討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 19、請願 2 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） はい、ご報告いたします。

請願 2 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書、本請願は、篠栗町大字高田 499 の 1 の 2 の 408、全国 B 型肝炎九州訴訟原告団、小川敏氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

我が国において、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者は 350 万人以上とされる。

この要因は、国の責任に帰すべき事由によるものであるということが、肝炎対策基本法や特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数にのぼる。

特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費の負担と就労不能の方も多く、生活に困窮を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ、認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

ところが国においては、肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置は講じられていない。

肝硬変、肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障がい者福祉法上の肝機能障がいによる身体障がい者手帳の認定基準を

緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか、討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第20、請願3号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

請願3号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書、本請願は、福岡市博多区千代4の30の2の4F、日本会議福岡、時局担当副理事長、辻幸男氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

日本国憲法は、昭和22年5月3日施行以来、今日まで約70年が過ぎ、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げ、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面し、さらに家族、環境などの諸問題や、大規模災害等への対応が求められている。

このような状況変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、報道機関、民間団体から提唱されている中、国会においても、平成19年の国民投票法の成立を機に、憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至っている。

ついては、国において、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会

で憲法改正案を策定し、国民への説明とともに国民的な議論を得て、国民が自ら判断する国民投票が実施されるよう強く要望する。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21、請願4号、農業・農協改革への意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田 國守） 報告いたします。

請願4号、農業・農協改革への意見書提出に関する請願、本請願は、粕屋町大字大隈1,229番地、粕屋農業協同組合、代表理事組合長、栗原信三氏と、粕屋農政連委員長、世利昌規氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

政府は、6月24日、農林水産業・地域の活力創造プランを改訂し、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への意向等を提起しているが、今後の具体化の検討にあたり、これまで、JAが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上で、強制的な組織変更などの押し付けではなく、JAの自己改革を基本とすることが必要である。

また、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な

価値判断による議論とならないよう慎重な検討が必要と考える。

今後の政府による、農業・農協改革も進め方如何では、JAの機能が低下し、これまで、農業者や行政・関係機関と連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者に対する多大な影響が懸念される。

よって、次期国会で審議される予定となっている農業・農協改革に対して、現場の意見を反映するよう強く要望する。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出を求められたものであります。

審査の中で、農協自体も自主的に改革する努力が不十分では、との質疑に対し、組織・機能改革、人員削減、専門指導員の育成等々の取り組みは、過去からやってきています、との説明がありました。

また、農業・農協改革の農業の部分は意見書の中では見られない。農協改革で十分ではないか。農業を外して農協改革ではいけないのか。との質疑に対し、農協改革には、農業に関わる部分大きい、特に、法人が農業経営できる部分は農業改革に入ります。それを含めたところの請願です。との説明がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22、請願5号、小人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤 百合子） ご報告いたします。

請願 5 号、少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。本請願は、篠栗町大字和田 9 1 0 の 1 7 5、一ノ瀬治茂氏より提出されたものであります。

主な請願の内容は以下のとおりです。

平成 2 3 年度に義務標準法が改正され、平成 2 4 年度は加配措置とはいえ、前年度の 1 年生に引き続き、小学校 2 年生の 3 5 人以下学級が実現した。

さらに、中学校 3 年生までの 3 5 人以下学級を実現すべく概算要求を行ったが、今だに実現に至っていない。

文部科学省が平成 2 2 年に実施した今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小中学校の学級規模として 6 割以上が 2 6 から 3 0 人の規模が望ましいという意見を挙げている。

また、憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても、だれもが一定水準の教育を受けることができるということです。しかしながら、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件整備面においても格差を生み出している。

なお、GDP に対する教育支出の割合は、OECD 加盟国 3 1 カ国の中でも、日本が最下位であり、こうした面からも教育予算の充実は早急に行われるべきである。

そこで、平成 2 7 年度の政府予算編成において、

1、少人数学級を推進すること、当面、小学校 3 年生以上の 3 5 人以下学級を早期に実現すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願 5 号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 23、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生各常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 45 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成 26 年第 3 回定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

専決処分1件、本日御審議いただきました追加議案も含め、人事案件2件、条例の制定6件、平成25年度一般会計ほか特別会計の決算の認定について、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、また平成26年度補正予算3件の上程いたしました17議案すべてについて、可決、承認いただきましたことに感謝いたします。

特に、篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例の制定については、篠栗町の保育行政の大きな転換を目指すための大変重要な取り組みのスタートと捉えております。

また、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども子育て支援関連の制度、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

これは、内閣府、文科省、厚生労働省の共同で発信された文章でございますが、このことを目途として国が決めました。

いわゆる子ども子育て関連3法について、我が町において実践するための篠栗町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定。

篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定。

篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の3条例は、国の大きな枠組みの中で、これから篠栗町らしい子ども子育て家庭を社会全体で支援するという大きな課題に取り組むための基準を定めたものでございまして、この基準をもとに、今後具体的な方向性を御提案してまいりたいと考えております。

一般会計はじめ5会計の決算認定をいただきました。

行政側にとって、9月の定例会において、前年度の総括とも言える決算認定の議会審議をいただき、御意見を賜うことは、本年度の後半における行政施策、事業の展開において力強い後押しとなります。

軌道修正を加えながら、平成26年度も第1回定例会でお示しいたしました。諸施策について着実に完了するよう努力してまいります。

また、年度の継続性を重視する中で、平成27年度の篠栗町の取り組むべき課題を検討する時期にも来ております。

10月以降、執行部におきましては議論を深め、平成27年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましても、各自がお持ちの町の課題につい

て御意見を賜ればありがたいと存じます。

ぜひよろしく願いいたします。

開会日の諸情勢報告において、安倍改造内閣の柱は地方創成であると申し上げました。

平成26年7月に総務省は個性溢れる地方の創生により、経済の好循環の波を全国に広げ、総合的に日本を元気にするための取り組みを進めるため、各部局が情報を共有しながら、連携を密にし、有効な施策を迅速に企画立案できるということを目的に、総務省まち・ひと・しごと創生推進本部をスタートさせました。

篠栗町におきましても、今後は、これまで以上に各課の情報を共有し、役場全体として、篠栗町創生に取り組んでいかなければならないと感じております。

早速、平成26年度下期に向けて、職員に周知徹底させて進めてまいります。

さて、議員の皆様にも御心配をおかけしております、産業廃棄物業者によるクリーンパーク下の同社敷地内における放置廃棄物問題でございます。本件は、福岡県環境部監視指導課、廃棄物適正処理推進室において、順次、問題解決に向けて御努力をいただいております、去る9月11日に、取り組み状況の説明を受けましたので報告いたします。

平成26年度につきましては、9月下旬から平成27年1月までの5カ月間を予定して、屋内に放置している廃棄物の処理を実施し、残存見込み量の大半を撤去したいとの報告を受けております。もう間もなく作業が始まる見込みであります。今後の状況につきましては、経過をご報告してまいります。

今定例会は、タブレット端末を使つての最初の議会でございます。当初心配しておりました混乱も全く無く、たいへんスムーズに全ての審議を終了することができました。

今年度当初から第3回定例会を目標として、議員各位におかれましては、操作習熟に御努力いただきましたことに心から感謝申し上げます。

何より、討議資料が散逸することなく、議会、執行部が審議に集中できたことは大きな成果であったと感じております。

今定例会期間中の各審議を踏まえ、より一層のタブレット端末導入の効果が出るよう工夫を加え、効率的な議会運営となりますよう、議会事務局と事務協議を進めてまいります。

篠栗町議会議員全員の御英断によって、平成26年篠栗町議会第3回定例会は、タブレット端末導入による電子化議会のスタートとして、篠栗町の歴史に残る記念

すべき議会となりましたことに敬意を表します。

既に、各方面から大きな注目を集めており、視察問い合わせもたくさん来ております。できるだけ旬のときに、話題が広がりますよう、早急に視察等にも対応してまいります。その際には、広報委員会の皆様を中心に、議員各位にも御協力賜れらばと願っております。

こうした努力により、全国で篠栗町をしのぐり町ではなく、篠栗町と呼んでいただけるようになればと大きな期待を持っております。

今後とも、町職員一丸となって、篠栗創生のために努力してまいりますので、今後とも御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、篠栗町議会平成26年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間まことにありがとうございました。

○議長（今泉 正敏） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第3回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

散会 午前11時14分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

飯田 浩二
